



2007 ~ 2008 年度  
R I テーマ

# ROTARY SHARES

## ロータリーは分かちあいの心

国際ロータリー会長 ウィルフリッド J. ウィルキンソン(国籍・カナダ)

2720 地区

### 別府中央ロータリークラブ



例会日 火曜日 12時30分  
ところ トキ八別府店 7F ぼたんの間  
TEL 23-1111  
事務所 別府市西野口町1番1号 青山通りビル3F  
〒874-0931 TEL (0977) 23-9000  
FAX (0977) 23-9019  
http://www.beppu4rc.jp/chuo/  
E-mail:info@beppu4rc.jp

理事	平野英壽	理事	花田健治	役員	会長	森 宗明	SAA	上妻 浩
"	村津忠久	"	河村貴雄	副会長	副会長	平野英壽	直前会長	上妻 浩
"	津末美代子	"	後藤孝弘	幹事	幹事	大島由美子		
"	後藤 隆			会計	会計	近藤賢司		

VOL . 20 - 18  
2007年11月20日

## 第 890 回 例 会

会報委員長 徳丸 一郎

点 鐘 12:30  
R S 手に手つないで  
唱 歌 旅愁  
ゲ ス ト 松下俊典氏(別府税務署長)

### 出席報告

委員長 中島 澄人

本日 の 出 席	会 員 総 数	22 名
	出 席 者	14 名
	事前メイクアップ	2 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	0 名
	欠 席 数	6 名
出 席 率	63.64 %	
前々 回 の 訂 正	出 席 率	86.36 %
	事後メイクアップ	2 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	0 名
11/6	修 正 出 席 率	100 %
連 続		2 回
通 算		730 回 100 %

### ・メイクアップ

事前 村津(別府) 梅津(別府北)  
事後 溝部(別府北) 徳丸(別府)  
欠席 鳴海、花田、亀井、溝部、徳丸、後藤(孝)

4. 第5回定例理事・役員会報告  
(平成19年11月13日(火)13:40~ 於:トキ八別府店例会場 8名)

### 報告事項

1) 「青少年交換拠出金承認のお願い」について。  
NPO法人国際ロータリー-日本青少年交換  
委員会維持運営のための負担金  
会員一人 100円(文書発送10月16日/返答期限10月31日)

### 審議事項

1) 第4回別府宵酔女まつりへの協賛依頼の  
件。\*募金箱回覧 承認  
日時 平成19年12月2日(日)17:00~ 神事・開会式  
場所 くらちゅう会館東側駐車場・新宮通り

### 会長の時間 会長 森 宗明

#### クラブ細則について

当クラブの細則を前々年度、平野会長年度に見直しをしていただきました。当時溝部会員のご尽力により改定案が出され、理事会で協議承認され、施行されたのですが、残念なことにその後、記述の誤りがありました。

会長ノミニー、副会長ノミニー、副幹事、当該理事、役員等の選考方法、選考時期、等、表現があいまいでわかりにくいとのことで見直しがされましたが、未だよくわからない部分を残しているように思います。要するに細則の、特に「理事及び役員を選挙の部分」が解りにくいのです。

読む人によって理解が違うのでは困ります。先般クラブフォーラムで、CLPのことでもあるからもう一度細則の見直しをやりましょうとの事になりましたので、早速取り掛かりたいと思います。あくまでも内容を変えるのではなく、わかりやすくすると思ってください。

幸いRIからCLPを踏まえた新しい推奨細則も提示されていますので、それから大きく外れることのないよう審議したいと思います。

近々、歴代会長幹事会をやりますので、そこで提示案を作って理事会に諮りたいと思います。今後当クラブの運営を円滑に進める上にも必要なことと思っています。ご協力をお願い致します。

### 幹事報告 幹事 大島由美子

- ロータリー財団月間 -

1. 本日の卓話  
「税の話アラカルト」  
別府税務署 署長 松下 俊典 氏
2. 本日のゲスト  
松下 俊典 氏 (別府税務署 署長)
3. (財)日母おぎゃー献金基金より感謝状が届いておりますので、ご披露します。ご協力ありがとうございました。



2) 中島澄人会員「米寿お祝い」の件。

(生年月日:大正8年11月20日)  
・別府中央RC  
慶弔規定:第2章第2条(2)に伴い、会員全員で慶祝の意を表し、記念品を贈呈。  
\*慶弔費より10,000円 承認



3) 例会変更の件。 \*承認

忘年会

日時 平成19年12月18日(火)18:30~  
場所 花菱ホテル 会費 10,000円  
定款休会

・平成19年12月25日(火)(平成20年1月1日(火)は法定休日)

新年家族会(例会前に「第7回定例理事・役員会」を開催致します。)

日時 平成20年1月8日(火)18:30~  
場所 割烹旅館ゆめさき  
会費 会員9,000円/ご夫人5,000円/ご家族3,000円  
会費は、出欠にかかわらず全会員徴収  
プレゼント交換 1,000円程度

4) 11月・12月例会予定の確認

11月6日「杉谷卓紀ガバナー公式訪問例会」

13日「最近あった話」花田健治会員

20日「税の話アラカルト」  
別府税務署 署長 松下俊典氏

27日「会員卓話」津末美代子会員

12月4日「会員卓話」中島澄人会員

11日「年次総会」

18日「忘年会」

25日「定款第5条第1節(C)に基づき休会」

5) 身体障害者小規模作業所ゆけむり「しめ縄申し込み」回覧の件 承認

5. お祝い

会員誕生日 中島澄人会員(11月20日)  
\*記念品をお渡し致します。

結婚記念日 上妻 浩会員(11月23日)  
\*ご自宅にお花が届きます。

6. 例会変更のお知らせ

くにさきRC 11月21日(水)の例会は、クラブ協議会の為 同日19:00~志まるに時間・場所変更  
日出RC 11月27日(火)の例会は、職場例会の為、同日12:30~すずらんクリニックに場所変更

くにさきRC 11月28日(水)の例会は、杵築RCとの親睦例会の為 12月2日(日)に変更

杵築RC 11月29日(木)の例会は、くにさきRCとの親睦例会の為 12月2日(日)に変更

7. 次週の予定(原稿をお願いいたします。)

「会員卓話」津末美代子会員

「会員コラム」高田由子会員

8. 本日の回覧

「忘年会」出・欠席

「別府宵酔女まつり」協賛募金箱

「しめ縄申し込み書」

9. 本日の配布

週報 888、889

スマイルボックス 委員長 赤嶺 リサ

平野会員

税金をたくさん払いたい。でも世の中の厳しさと私の才ではなかなか、かないません。今日は松下税務署長ようこそ。

大島会員

本日ゲストの松下俊典様ようこそお越し下さいました。卓話を楽しみにしています。

高宮会員

午前中で定期検診も終わり、オプションも含め全てOKでした。年末年始に向けて多いに楽しめませう。

本日は松下俊典別府税務署長の卓話楽しみにしています。

当社は先月、特別調査官がみえて、調査の結果大変良く出来ていると褒めて頂きました。

上妻会員

松下署長さん、本日はお忙しい中、卓話ありがとうございます。しっかり勉強させていただきます。

結婚記念日のお祝いありがとうございました。

河村会員

松下署長様、本日はようこそ我が中央ローターへ。本日の卓話を楽しみにしています。

皆さん、電子申告を進んでやりましょう。

近藤会員

2ヶ月前のスマイルに生まれて初めてゴールド免許証をもらったと皆様に報告したのに、早くも運転中の携帯電話使用の違反で捕まってきました。トホホッ。皆さん、運転中は危険ですので、携帯電話はしないようにしましょう。

中島会員

本日、88才の誕生日を迎えました。お祝い有難うございます。出来れば後12年、元気で生活したいものとの思いです。

村津会員

来年9月27日から開催される大分国体の開会式に出演する250名の合唱隊の、組織づくりが始まりました。大変な作業です。

今日は二週続けてのホームクラブ欠席です。事前メーカーキャップは済ませております。ホームクラブ欠席をお詫びしてスマイル。

木村会員

松下署長、本日はお疲れ様。  
中島さん、88才の誕生日おめでとうございます。まれに見る元気さ、あやかりたいと思います。不摂生な私は少し無理かなー。

津末会員

松下税務署長、ようこそ。

お手やわらかにお願いします。

赤嶺会員

松下署長様、本日はお忙しい中、中央ロータークラブにおいで下さり、ありがとうございます。又、卓話宜しくお願い致します。しっかり勉強します!

中島会員、米寿のお祝い、本当におめでとうございます。



卓 話 別府税務署署長 松下俊典氏



税の話アラカルト

1 はじめに（自己紹介等）  
ご紹介いただきました、別府税務署長の松下でございます。  
7月の異動で、熊本国税不服審判所からまいりました。  
どうぞよろしく、お願いいたします。

皆様方には、日ごろから別府税務署の税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことに、本席をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

はじめに、簡単に自己紹介させていただきます。  
出身は、「熊本県人吉市」と、これまでは言ってきましたが、先だって大分合同新聞に出身地が「熊本県球磨郡五木村」と載ってしまいました。記者さんとのお話の中で、ちょうど父親が五木の中学校の教員時代に五木村で生まれた旨を話しましたところ、そのまま載ってしまいました。その後、人吉市に転居し、中学・高校時代を同市で過ごし、昭和42年に税務職員となりました。

これまでの40年間、仕事としては、大分県内を駆けずり回ったこともありましたが、勤務するのは今回が初めてでございます。

勤務40年間の概ね半分が、国税局法人税課・調査課（資本金1億円以上の法人の調査担当）、資料調査課、署法人部門等の法人税関係の仕事に携わり、後半は、局総務課・人事課のほか、税務職員でもあまり経験ができない仕事として、

税務大学の教官として、30代前半に3年間新人職員の教育と指導に当たりましたが、当時の教え子たちが、現在は職場の中核職員として活躍している姿を見ますと、感無量といったところです。

次が、国税庁監察官として2年間勤務したことでありますが、この監察官制度は、国税庁と警察及び自衛隊（警務隊？）以外の職場にはないと思いますが、国税庁監察官は、準司法警察職員として位置づけられておりまして、職員に職務関連犯罪（贈収賄、国税還付金の搾取等の職務に直結した犯罪）の疑いがある場合は、国税庁監察官が職員を取り調べ、また、証拠を収集するなどし、嫌疑が固まれば、監察官名で検察官に送致することとなります。幸いにも、私が勤務した2年間を含めて、熊本国税局管内では職関連犯罪の発生は昭和45年以来発生しておりません。

しかしながら、飲酒運転は論外ですが、酒気帯び運転やスピード違反等や破廉恥行為等の一般非行といえども、税務職員が起せば、職場全体の信用をなくすことには変わりませんので、監察官としても、在任中は、職員の非行の未然防止等を重点に仕事をしております。

最後が、別府署に来る前の国税不服審判所の勤務です。国税不服審判所とは、国税庁内部の機関ではありますが、国税局や税務署とは分離され独立性を持った機関となっております。

国税局や税務署の課税処分や滞納処分については、納税者が課税処分等は違法だから取消せと直接裁判所に取消訴訟の提訴は出来ないこととなっております。

国税に関する処分につきましては、課税処分庁に異議申し立てを行い、さらに国税不服審判所に審査請求をしてその取り消しを求めることとなります。

国税不服審判所でも納税者の主張が認められなかった場合に初めて裁判所に提訴できることとなります。これを「不服申立て前置主義」といいます。

私は、そこで納税者の主張が正しいのか、税務署の主張が正しいのかについて審判する仕事をしていました。

なお、審判所の判断（「裁決」といいます。）に不服がある納税者は裁判所に提訴できますが、課税処分を取り消された税務署はただ裁決に従うのみしかありません。つまり、裁判所の裁決が行政機関としての最終判断となります。

以上、国税庁ならではの特徴的な仕事も経験させていただきました。

ついでに、税務職員の歴史についてみてみますと、とい

うより、古い映画の話ですが、皆さんは「十戒」という映画をご覧になったことと思いますが、あの中に税務職員が出ていたのを、ご存知でしょうか？

そのシーンは、確か「ソドム」か「ゴモラ」の町が、神の怒りで廃墟となるときだったと思いますが、逃げ惑う群衆の中に「税務吏」もいたのですが、正体が明らかになった際に、人々から罵倒され、また、踏み倒されて画面の下の方に消えたシーンなのですが、恐らく踏み殺されたのでは？と思います。

正直、税務職員になってから見たあのシーンは、頭をガンと殴られたみたい、かなりショックを受けたシーンでして、あの太古の時代から、私たち税務職員は世間の人々から嫌われていたのか、と思いますと...

「少子・高齢社会と税」ということについて、ちょっとお話をさせていただきます。

先週の11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」として、国税庁・全国524の税務署では、昨年に引き続き「少子・高齢社会と税」をテーマにして、様々な税に関する情報提供や広報活動を行っておりまして、当署でも、税務関係協力団体のご協力を頂き、ケーブルテレビによるスポット放送、小・中・高校における租税教室、税に関する中学生の作文表彰式、小学生の税に関する書道展、税理士会による無料相談会を開催等をしていただき、最終日の17日土曜日には（社）別府法人会青年部会・女性部会主催の小学生対象の「税のウルトラクイズ」で締めくくっていただいたところです。

ご案内のとおり、我が国では少子・高齢化が著しいスピードで進んでおりまして、今後、労働力人口（20歳～64歳）が確実に減少していく反面、公的サービス費用の増大が確実に視されている我が国において、国民の皆様が、公的サービスの享受と公的サービス費用の負担をどのようなバランスで選択していくかを含めて、税の在り方について真剣に考えていただかねばならない時期に来ているのではないかと思います。

現在の出生率等からの統計ですが、2050年には、3人に1人が高齢者、平成22年（2010年）では労働力人口2.6人で1人の高齢者を支えますが、2050年には1.4人で1人の高齢者を支えることとなります。

日本の人口も、平成16年がピークで約12779万人程度、2050年になりますと低位推計で8997万人、2100年には3770万人との予測値も出ておりますし、ある統計では、3377年（1380年後）には、日本人は「人口=零」となり、かつてのマンモス同様、地球上からいなくなるそうです。

執行機関の私どもが言うべきものではないのかもしれませんが、「社会共通の会費」である「税」について、国民の一人ひとりが真剣に考え始めていただければと、願っております。

2 e-Taxについて

お手元に、「オンラインでらくらく。E-Tax。」という黄色のパンフレットをお配りしていますが、これまでにe-Taxという言葉をお聞きになったことのある方は、いらっしゃいますか？

いま、国税庁では、このe-Tax=国税電子申告・納税システムの普及について、平成22年度の利用割合を50%とするという目標を掲げて、国税庁・11の国税局・全国524の税務署挙げて取り組んでいるところです。

本日ご出席の皆様方の中には、既にe-Taxによる申告・納税をされておられる方もいらっしゃるかと思いますが、まずもって、ご利用方に御礼と感謝を申し上げます。

このe-Taxは会社や事業所から又は顧問の税理士先生の事務所から、直接インターネットを通じて税務署に申告・納税等をするシステムで、納税者や税理士事務所の利便性向上と行政事務の簡素・効率化を図ることを目的とした電子政府の中心的施策として、位置付けられております。

このe-Taxは、ますます利便性が拡大してくるインターネット社会にマッチしたといえますが、時代の流れで必然的に生まれた申告・納税システムであることを、十分にご理解の上、本日ご参集の皆様方には、是非とも時代の波に乗り遅れることなく、e-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

では、e-Taxについて少し具体的な内容について、お話をさせていただきます。



まず、パンフレット左側の「イータックスなら...こんなことが便利!」のページですが、

「1の自宅やオフィス、税理士事務所から...申告、申請・届出等ができます。」ですが、これが、e-Taxの一番の利点です。これまでは納税者や税理士先生方が、申告、申請・届出等のためには、税務署に持参するか郵便等で送付するが、e-Taxでは自宅や企業等の事務所に居ながらインターネットにより申告等ができるため、不要な手間・時間や事務量等がいらなくなります。

利用できる申告・申請等の手続きは、別途お配りしています「e-Taxでの利用可能な申告・申請手続等一覧」というパンフを見ていただきますとお分かりのとおり、現在42の申告・申請がe-Taxで出来ます。

この中で、比較的利用しやすいものは、法人税や消費税の予定申告・中間申告、消費税関係の届出申請、法定調書、所得税の申告が挙げられますので、是非とも、挑戦していただきたいと思います。

次に、2つのATMやインターネットバンキング等利用の納税」についてですが、これはパンフにありますとおり、金融機関の窓口に行かなくとも全税目について利用できます。現在、大分県内の金融機関のほとんどで電子納税が出来る体制が整ってきていますので、ご利用されます方は、直接、取引金融機関に利用できるかどうかについてお問い合わせいただきたいと思います。

次の「3」は後ほど説明することとして、「4 さらに個人の方は...」についてですが、これらは個人固有の特例的なものでありまして、国税庁HPの確定申告書作成コーナーを利用したら、直接同コーナーからe-Tax = 電子申告が可能となりました。

また、19年分又は20年分のいずれかの年分で申告の際に本人の電子署名と電子証明書を併せて送信すると、所得税について最高5千円の税額控除できることとなりましたので、個人で申告される場合は、この税額控除をご利用いただきたいと思います。

さらに、19年分以降の所得税のe-Tax = 電子申告においては、医療費の領収書や源泉徴収票等の一定の書類については、添付を省略(但し、3年間の保存が必要です。)出来ることとなりましたので、かなり、申告手続き等の利便性が増したと思います。

では、その上の「3のほかに...」についてですが、還付申告につきましては、これまでは、実際に還付できるのに提出後6週間程度掛かってしまいましたが、e-Taxによる還付申告については概ね3週間程度に短縮することとしております。

「税理士が納税者に代わって送信する場合 = 代理送信は、納税者本人の電子署名を省略できます。」これが、e-Taxの一番大きなメリットです。

これは「税理士による代理送信」として、本年1月からの申告・申請分から適用されておりまして、「代理送信の手順等」というペーパーを見ていただきたいと思います。

納税者がe-Taxを利用する場合は、従前は、事前に社長さん自身に市町村の「電子証明書」(いわゆる「電子所証明が付された住基カード」)発行窓口(市民課・住民課)に行ってもらい、「電子証明書」を発行してもらう必要がありましたが、この「代理送信」においては、関与先(納税者)は、この「電子証明書」を取得する必要がなくなり、電子申告に係る「開始届出書」を提出するだけでe-Taxが利用可能となりました。

つまり、税理士先生に決算や申告書の作成、また、税務署への提出をお願いされていた納税者の方は、税理士先生からはペーパーで決算内容や申告所得・税額等の説明を受けられることは従前とありますが、税理士先生が申告書の税務署への提出する行為を、ペーパーではなくインターネットによるe-Taxで行う部分が、従前と異なるというだけです。

このように、顧問の税理士先生による代理送信により、電子申告がやり易くなりましたので、まだ利用されていない納税者の方は、この機会に是非利用していただきたいと思います。

なお、南九州税理士会別府支部には、「e-Tax推進委員会」が設置されておりまして、顧問先のe-Taxによる申告・申請・納税等の利用拡大について、支部を挙げて取り組んでおられますので、皆様方から顧問の税理士先生にe-Tax利用法を是非申し出ていただきたいと思います。

実は各税理士先生に対しては、私をはじめ、副所長や各統括官 = 課長級が、各税理士事務所訪問をして、e-Taxの利用法をお願いしております。

また、管内のある税理士さんは、「関与先全件のe-Taxによる申告」を目標に、配付資料の42手続きについて、この代理送信に積極的に取り組んでおられます。

そこで、先ほども説明しましたとおり、この「代理送信」は、納税者及び税理士先生双方にとって、e-Tax = 電子申告がやり易い方法ですので、皆さん方から、税理士先生に対し、「代理送信」を是非利用したいと、申し出ていただきたいと思います。

本日は、開始届出書もパンフにはさんでお配りしていますので、本日ご出席で、まだご利用なさってられない方は、明日にでも開始届出書を顧問の先生に出していただきますようお願いいたします。皆様方からの提出を、大いにご期待申し上げまして、e-Taxに関するお願い等は、この辺で、終わりますが、e-Taxというキーワードは是非しっかりと覚えておいていただきたいと思います。

さて、皆様方のところにも、これまででも、また、これからも職員が本来の仕事である調査等で、お邪魔する場合がありますが、私どもは、税務調査は「企業の健康診断」と位置づけています。

健康診断の結果、緊急大手術が必要な病気がある企業もありますし、服薬治療で完治するところもありますし、全くの健康体で、今後ともそれを維持していただきたいという企業もあります。

なお、職員はいろいろな企業を見てきておりますので、間違った経理をしないノウハウ等も持っております。そこで、皆様方には、調査を受けるだけでなく、大いに職員のノウハウを、しかも、ただで企業のものにしていれば、調査の甲斐もあると思います。

#### 4 終わりに

最後になりますが、私は、職員に対する着任あいさつで、「調査や滞納処分当たっては、納税者の意見や主張を十分に聞き 処理に当たっては」で事実関係を明確にさせ、納税者の立場に立つて税法に基づき、是々非々判断すること。」と全員に指示しています。

また、今後とも善良な納税者には誠実な対応をし、一部の不誠実な納税者・滞納者には苦しい状況のなかでもまじめに期限内申告と納税をしておられる多くの納税者の方々の誠意に報いるためにも、これら不誠実な者には、全盛で毅然とした態度並びに陣容についても組織力を生かして徹底して臨むこととしております。

しかしながら、税務行政の究極の目的であります「適正公平な課税・徴収」を実現していくためには、私ども行政の力のみでは到底成しえず、税の主人公である納税者の税務行政に対する理解と協力が不可欠でございます。

今後とも、税務行政に対するなお一層のご支援をいただきますようお願いいたします。

終わりに、別府中央ロータリークラブのますますのご発展と皆様方のご健勝・ご多幸をご祈念申し上げまして、卓話を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### 会員コラム

大島由美子

一流のアスリート、浅田真央、野口みずすを見て、人は人と戦うのではなく、常に自分自身との戦いなのだったと再認識させられました。彼女達

の自分に妥協しない姿に敬意を表し、私も妥協のない仕事を目指して頑張ろうと思う今日この頃です。 次回は、高田由子会員です。